

# キャッシュレス決済取扱規則

丹後海陸交通株式会社

〔目次〕

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 適用の範囲
- 第3条 用語の定義
- 第4条 キャッシュレス決済の種類
- 第5条 契約の成立
- 第6条 利用方法及び制限事項
- 第7条 個人情報の取扱い
- 第8条 旅客の同意
- 第9条 取扱区間
- 第10条 制限又は停止
- 第11条 機械類の故障時

第2章 タッチ決済

- 第12条 運賃の決済
- 第13条 効力
- 第14条 不正利用等に対する旅客運賃及び割増運賃の收受
- 第15条 免責事項

第3章 QRコード決済

- 第16条 運賃の決済
- 第17条 効力
- 第18条 不正利用等に対する旅客運賃及び割増運賃の收受
- 第19条 免責事項

**第1章 総則**

(目的)

第1条 この規則は、丹後海陸交通株式会社（以下、「当社」という。）の一般路線バスにおけるタッチ決済及びQRコード決済（以下、「キャッシュレス決済」という。）の利用者に提供するサービス内容と、利用条件を定めることを目的とします。

(適用の範囲)

第2条 キャッシュレス決済の取扱について、当社運送約款（関連する社内規定を含む）

以下同じ。)に定めない場合又は運送約款と異なる取扱いの場合は、この規則が優先します。

- 2 この規則が改定された場合、以後のキャッシュレス決済による旅客の運送については、改定された規則の定めによります。
- 3 この規則に定めがない事項については、運送約款又は当社線で使用可能なキャッシュレス決済の発行者が定める規約等によるほか、運送約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。

#### (用語の定義)

第3条 この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1)「タッチ決済」とは、当社が指定するタッチ決済機能のあるクレジットカード、デビットカード、プリペイドカード及びカード情報を登録した携帯情報端末等での決済をいいます。
- (2)「QRコード決済」とは、当社が指定するQRコードでの決済をいいます。
- (3)「リーダーライター (R/W)」とは、タッチ決済及びQRコード決済の際に情報を書き込み又は情報読み取りを行う装置をいいます。
- (4)「現金運賃」とは、運賃の全部又は一部を現金又は回数券で支払う場合に適用する普通旅客運賃をいいます。

#### (キャッシュレス決済の種類)

第4条 キャッシュレス決済の種類については、「別表1」に定めるものとします。

#### (契約の成立)

第5条 タッチ決済による旅客運送の契約は、乗車用 R/W で乗車処理を行ったときに旅客と当社の間において成立するものとします。

- 2 QRコード決済による旅客運送の契約は、降車用 R/W で決済処理を行ったときに旅客と当社の間において成立するものとします。

#### (利用方法及び制限事項)

第6条 タッチ決済を利用する場合は、バス乗車時にタッチ決済機能のあるクレジットカード等で乗車用 R/W にて乗車処理を行い、降車時に乗車処理を行った同一のクレジットカード等にて降車用 R/W にて降車処理を行います。

- 2 QRコード決済を利用する場合は、乗車時に整理券を取り、降車時に乗務員へ整理券

番号を申告後、降車用 R/W に QR コードをかざして降車処理を行います。

- 3 バス 1 回の乗車につき、2 種類以上のタッチ決済及び QR コード決済を利用することはできません。
- 4 クレジットカード等の破損、決済システムネットワーク等のシステム障害、車載器又は携帯情報端末等の電波の受信状況、R/W の故障等により読み取り不能な時は、キャッシュレス決済を利用できない場合があります。
- 5 偽造、変造又は不正に作成されたキャッシュレス決済を利用することはできません。

(個人情報の取扱い)

第 7 条 キャッシュレス決済に係わる個人情報の取扱いは、当社の定めるところによります。

(旅客の同意)

第 8 条 キャッシュレス決済を利用する旅客はこの規則及びこれに関連する規則に同意したものとします。

(取扱区間)

第 9 条 キャッシュレス決済の取扱区間は、当社の定める路線(「別表 2」に定めるもの)とします。

(制限又は停止)

第 10 条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため、必要があるときは、次に掲げる制限又は停止をする場合があります。

(1) 乗車区間、乗車経路、乗車方法もしくは乗車するバスの制限

- 2 本条、第 6 条及び第 11 条に基づくサービスの制限又は停止については、当社はその責任を負いません。

(機械類の故障時)

第 11 条 機械類(乗車用 R/W、降車用 R/W 等)が故障した場合、乗車区間の運賃を現金でお支払いいただく場合があります。

## 第 2 章 タッチ決済

(運賃の決済)

第12条 タッチ決済を利用される場合は、降車時に当該乗車区間の運賃を決済します。

2 有効性が認められないクレジットカードを使用した場合や、デビットカード・プリペイドカードでのタッチ決済時に残高が運賃に対して不足している場合は、タッチ決済を利用することはできません。

3 タッチ決済で複数人精算をする場合は、降車用 R/W にて降車処理を行う前に乗務員へ精算人数を申告後、乗務員が金額を設定した後、まとめて決済することができます。

4 タッチ決済で小児運賃の精算をする場合は、降車用 R/W にて降車処理を行う前に乗務員へ小児運賃の適用を申告後、乗務員が金額を設定した後、決済することができます。

5 タッチ決済で一般乗合旅客自動車運送事業運送約款の第25条および第26条の割引運賃の適用を受ける場合は、降車用 R/W にて降車処理を行う前に乗務員へ割引適用を申告後、乗務員が金額を設定した後、当該割引運賃で決済することができます。この場合、原則として割引適用を証明する手帳等を乗務員に呈示していただく必要があります。

6 第3項、第4項、第5項の運賃は、降車処理前に申告が無い場合、適用されません。

(効力)

第13条 タッチ決済により乗車する場合の効力は次の各号のとおりとします。

(1) 当該乗車において1回の乗車に限り有効なものとしします。

(2) 途中下車の取扱いはしません。

(不正利用等に対する旅客運賃及び割増運賃の収受)

第14条 タッチ決済を不正乗車的手段として利用した場合は、運送約款の定めにより普通旅客運賃及び割増運賃を現金にて収受します。

(免責事項)

第15条 紛失あるいは盗難にあったクレジットカード等でのタッチ決済利用により生じた損害額については、当社はその責任を負いません。

### 第3章 QRコード決済

(運賃の決済)

第16条 QRコード決済を利用される場合は、降車時に当該乗車区間の現金運賃を決済  
します。

2 QRコード決済時に残高が運賃に対して不足している場合は、QRコード決済を利用  
することはできません。

3 QRコード決済で複数人精算をする場合は、降車用R/Wにて降車処理を行う前に乗務  
員へ精算人数を申告後、乗務員が金額を設定した後、まとめて決済することができま  
す。

4 QRコード決済で小児運賃の精算をする場合は、降車用R/Wにて降車処理を行う前に  
乗務員へ小児運賃の適用を申告後、乗務員が金額を設定した後、決済することができま  
す。

5 QRコード決済で一般乗合旅客自動車運送事業運送約款の第25条および第26条の  
割引運賃の適用を受ける場合は、降車用R/Wにて降車処理を行う前に乗務員へ割引適  
用を申告後、乗務員が金額を設定した後、当該割引運賃で決済することができます。こ  
の場合、原則として割引適用を証明する手帳等を乗務員に呈示していただく必要があり  
ます。

6 第3項、第4項、第5項の運賃は、降車処理前に申告が無い場合、適用されません。

(効力)

第17条 QRコード決済により乗車する場合の効力は次の各号のとおりです。

(1) 当該乗車において1回の乗車に限り有効なものとします。

(2) 途中下車の取扱いはしません。

(不正利用等に対する旅客運賃及び割増運賃の収受)

第18条 QRコード決済を不正乗車的手段として利用した場合は、運送約款の定めによ  
り普通旅客運賃及び割増運賃を現金にて収受します。

(免責事項)

第19条 紛失あるいは盗難にあった携帯情報端末等でのQRコード決済利用により生じ  
た損害額については、当社はその責任を負いません。

附則

この規則は、2026年4月1日より適用します。

別表1（第4条 キャッシュレス決済の種類）

キャッシュレス決済の種類	ブランド名
タッチ決済	VISA
	Mastercard
	JCB
	American Express
	Diners Club
	Discover
	銀聯
QRコード決済	PayPay
	d払い
	楽天ペイ
	Smart Code

別表2（第9条 取扱区間）

路線名	備考
伊根線	
蒲入線	
与謝線	
峰山線	
海岸線	
間人循環線	
久美浜線	
丹後峰山線	
上宮津線	
上記以外で当社が定めた路線	イベント等の運行